



### (3) 償還の対象工事

解体工事業者との契約が発災日以降に締結されたものとなります。

※解体工事業者とは、解体や収集運搬について必要な許可等を取得しているものに限りま

### (4) 申請期間

令和7年10月31日(金)まで

<公費解体受付専用ダイヤル 080-7974-1737 (火~土 8時30分から17時まで)>

### (5) 申請窓口・お問合せ

<珠洲市民図書館(令和7年3月29日まで)> ※令和7年4月以降の申請窓口は未定です。

<公費解体受付専用ダイヤル 080-7974-1737 (火~土 8時30分から17時まで)>

### ◆自費解体、撤去に係る償還申請書【様式第1号】に添付するもの

※ 印鑑登録証明書は記入者が自署し、記入者本人を確認できるものがある場合は不要(法人は印鑑登録証明書が必要になります)

☆申請に必要な書類☆		
～申請者本人が提出する場合～		
<input type="checkbox"/>	①申請者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	②個人：印鑑登録証明書 法人：印鑑証明書 ※法人の登記事項は市で確認します	※
<input type="checkbox"/>	③り災証明書、被災証明書(写し)	解体する家屋等それぞれに必要な
<input type="checkbox"/>	④登記事項証明書(建物・全部) ※申請書の「被災建物等の数・種類」が(1)か(2)の場合	未登記の場合は、「固定資産税課税明細」または「名寄帳」の提出が必要となります。【税務課で取得】
<input type="checkbox"/>	⑤登記事項証明書(土地・全部) ※申請書の「被災建物等の数・種類」が(3)のみの場合	
<input type="checkbox"/>	⑥建物配置図 <様式1-①>	
<input type="checkbox"/>	⑦解体撤去に係る各工程(解体前、解体中、解体後)の写真 <様式1-②>	解体業者が発行

<input type="checkbox"/>	⑧建物解体証明書	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑨解体、撤去に係る契約書（写し）	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑩解体、撤去に関する領収証（写し）	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑪解体、撤去に関する内訳書（写し）【注】	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑫解体、撤去工事で排出した廃棄物のマニフェスト伝票 の写し	解体業者が発行
<b>★場合により必要な書類★</b>		
～申請者と提出者が異なる場合（代理人）～（③～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑬提出者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	⑭委任状〈様式 1-③〉	
<input type="checkbox"/>	⑮申請者（委任者）の印鑑登録証明書	※
～申請者と家屋等の所有者が異なる場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑯同意書〈様式 1-④〉	
<input type="checkbox"/>	⑰所有者の印鑑登録証明書	※
～家屋等が共有名義の場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑱同意書〈様式 1-④〉	
<input type="checkbox"/>	⑲申請者を除く共有者全員の印鑑登録証明書	※

【注】内訳書に解体費、運搬費、処分費の記載があり解体費、運搬費に諸経費が含まれていること。また、解体費、運搬費については上屋、基礎に分けること。